



令和8年  
10月号

令和8年度

職場内で掲示、回覧により皆さまにご周知ください

協会けんぽ News えひめ



# 被扶養者資格の再確認に ご協力ください

事業主・加入者の皆さまの保険料負担の  
軽減につながる大切な確認となります。  
ご理解とご協力をお願いします。

提出期限

令和8年12月11日(金)

送付時期

令和8年10月下旬から11月中旬にかけて順次送付予定

## 確認の対象者となる方

以下のいずれかに該当する被扶養者

- 1 健康保険の資格が重複している可能性が高い方
- 2 同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方
- 3 令和7年中の課税収入額が130万円(60歳以上の場合は180万円、19歳以上23歳未満かつ配偶者でない場合は年間収入が150万円)の金額を超過している方(18歳未満の方や令和8年4月1日以降に認定された方を除く)

※上記に該当する被扶養者がいない場合は、被扶養者状況リストはお送りしません。



## 事業所ご担当者様へのお願い

被扶養者資格の再確認  
についてくわしくはこちら▶

- 1 扶養解除となる方の有無にかかわらず  
被扶養者状況リストはご提出ください。  
提出先：協会けんぽ(同封の返信用封筒をご利用ください)



愛媛支部キャラクター「ぽっぽ事務員」

被扶養者  
状況リスト



協会けんぽ

- 2 扶養解除となる方がいる場合は、「被扶養者異動届」もご提出ください。

電子申請が  
可能な場合

被扶養者(異動)届

日本年金機構へ



電子申請が  
難しい場合

被扶養者調書兼  
異動届※  
(被扶養者状況リストに同封しています)

協会けんぽへ



くわしくは  
被扶養者状況リストに  
同封のリーフレットを  
ご覧ください。

※「被扶養者調書兼異動届」は、協会けんぽが実施する被扶養者資格再確認専用の様式です。  
通常の被扶養者の異動には、ご使用いただけません。



# 健康保険委員のご登録をお願いします!

事業所ごとに1名、ご登録いただいています

健康保険委員とは

従業員の方への健康保険に関する周知広報等、事業所と協会けんぽの橋渡し役としてご協力いただく方です。

## 健康保険委員の登録特典

1

協会けんぽ  
GUIDEBOOKを進呈

事務担当者向けに、健康保険制度や各種給付金等の申請をわかりやすく解説しています!



2

各種研修会にご招待

健康保険制度や事業所の健康づくりに役立つ研修を定期的で開催しています!(参加は任意です)

3

専用の広報誌等をお届け

健康保険制度改正や様々な健康情報をいち早くお届けします!(広報誌は年4回発行予定)



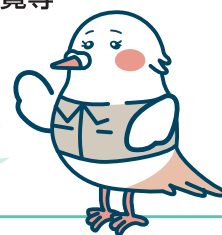
### 登録条件

協会けんぽ愛媛支部に加入する**被保険者**の方  
(主に健康保険の事務担当者の方)

### 主な活動内容

- 周知広報……………協会けんぽからの各種広報物の回覧等
- 健康保険事業の推進……………健診の受診勧奨等

日常業務に支障のない範囲で  
ご協力をお願いしています



## 健康保険委員の登録方法

健康保険委員は以下の2つのうち、いずれかの方法でご登録いただけます。

簡単・  
スピーディ

### 申請フォーム(WEB)から登録

専用のWEB申請フォームに  
入力してください。



登録はこちらから▶

または

### 登録届を提出

健康保険委員登録届に記入し、  
FAXで送信してください。



登録届の印刷は  
こちらから▶

愛媛支部キャラクター  
「ぽっぽ営業マン」



登録時には健康保険の記号・番号の  
入力が必要です。

健康保険の記号・番号の  
確認方法はこちらから▶



## 協会けんぽ 愛媛支部 メールマガジンのご案内

毎月1回、愛媛支部にて実施する健康づくり事業や  
制度改正情報などを発信しています!  
どなたでもご利用可能ですので、ぜひご登録ください!

くわしくはこちら▶

